

(地Ⅲ208F)
平成30年1月19日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に係る留意事項について

「後天性免疫不全症候群及び性感染症に関する特定感染症予防指針の改正について」は、平成30年1月18日付（地Ⅲ205F）をもって貴会宛お送りいたしました。

標記の件につきまして、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛別添の通知がなされ、本会に対して周知方依頼がありました。

本件は、厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会における同指針改正に係る議論のなかでの指摘を踏まえ、①HIV感染症・エイズは、標準感染予防策で診療行為に係る感染を予防できること、②HIV抗体検査の際の同意の取得は口頭によるものも可能であることについて、あらためて周知するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。



健感発 0118 第 6 号

平成 30 年 1 月 18 日

公益社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に係る 留意事項について

「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（以下「指針」という。）については、平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省告示第 9 号をもって改正したところであるが、厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会における本指針の改正議論の中で、医療従事者において、①HIV 感染症・エイズは、標準感染予防策で対応可能であり、通常の医療機関で患者を受け入れができる疾病であるということが浸透しておらず、診療拒否に繋がっている、②HIV 抗体検査の際の同意の取得方法について、一部の医療現場では口頭ではなく書面により同意を得る必要があると誤解されており、適切かつ積極的な検査の妨げとなっているとの指摘があった。

については、下記について、改めて貴会会員等へ周知いただくようお願いする。

記

① 標準感染予防策について

改正後の指針において、新たに「医療・介護の現場では、標準感染予防策をとることが、感染制御の観点から重要である。」ことを明記した。これは、科学的知見において、HIV 感染者及びエイズ患者に対しても、標準感染予防策を講じることで、診療行為に係る感染を予防できることが示されているためであることから、留意されたい。

② HIV 抗体検査の際の同意の取得方法について

HIV の抗体検査は、平成 5 年 7 月 13 日付け健医感発第 78 号厚生省保健医療局エイズ結核感染症課長通知「HIV 検査の実施について（通知）」に基づき実施されているが、当該通知においては、「HIV 抗体検査の実施に当たっては、人権保護の観点から、本人の同意を得て検査を行うこと。」としている。

本記載は、同意は書面でなくてはならないという趣旨ではなく、口頭による同意も可能であるので、適切かつ積極的に検査を実施されたい。

健感発 0118 第 5 号
平成 30 年 1 月 18 日



各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に係る
留意事項について

「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（以下「指針」という。）については、平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省告示第 9 号をもって改正したところであるが、厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会における本指針の改正議論の中で、医療従事者において、①HIV 感染症・エイズは、標準感染予防策で対応可能であり、通常の医療機関で患者を受け入れができる疾病であるということが浸透しておらず、診療拒否に繋がっている、②HIV 抗体検査の際の同意の取得方法について、一部の医療現場では口頭ではなく書面により同意を得る必要があると誤解されており、適切かつ積極的な検査の妨げとなっているとの指摘があった。

については、下記について、改めて管内関係機関及び医療従事者等へ周知いただくようお願いする。

記

① 標準感染予防策について

改正後の指針において、新たに「医療・介護の現場では、標準感染予防策をとることが、感染制御の観点から重要である。」ことを明記した。これは、科学的知見において、HIV 感染者及びエイズ患者に対しても、標準感染予防策を講じることで、診療行為に係る感染を予防できることが示されているためであることから、留意されたい。

② HIV 抗体検査の際の同意の取得方法について

HIV の抗体検査は、平成 5 年 7 月 13 日付け健医感発第 78 号厚生省保健医療局エイズ結核感染症課長通知「HIV 検査の実施について（通知）」に基づき実施されているが、当該通知においては、「HIV 抗体検査の実施に当たっては、人権保護の観点から、本人の同意を得て検査を行うこと。」としている。

本記載は、同意は書面でなくてはならないという趣旨ではなく、口頭による同意も可能であるので、適切かつ積極的に検査を実施されたい。

健医感発 第78号
平成5年7月13日

都道府県
各 卫生主管部(局)長 殿
指定都市

厚生省保健医療局
エイズ結核感染症課長

HIV検査の実施について(通知)

エイズ対策の推進については、日頃よりご協力いただいているところであるが、近時、HIV検査の実施において、本人の同意なく実施していた事例が見られることから、HIV検査に係る以下の事項につき貴管下関係機関の指導をお願いする。

記

1 HIV検査実施に対する基本的な考え方

HIV抗体検査の実施に当たっては、人権保護の観点から、本人の同意を得て検査を行うこと。

また、検査結果の取扱いについてはプライバシーの保護に十分配慮すること。

2 医療機関におけるHIV検査実施について

患者に対する検査実施に当たっては以下の点に十分配慮すること。

(1) 患者本人の同意を得ること。

観血的処置を行う場合において医療機関内感染防止を主たる目的としてHIV検査を実施する場合にも、患者の同意が必要であること。

患者本人が意識不明である等により同意がとれない状況においては、医師の判断によってHIV検査を実施することも認められる。小児患者に対してHIV検査を実施する場合には、保護者の同意を得て行う。

なお、HIV検査の実施に当たって患者の同意が得られない場合には、HIVに感染している可能性があることを前提として対応する。

(2) 検査前及び検査後の保健指導あるいはカウンセリングがなされること。

(3) 結果についてプライバシーが守られること。

(4) HIVに感染していることが判明した患者・感染者に対して、検査を実施した医療機関において適切な医療が提供されること。やむを得ず検査を実施した医療機関において対処できない場合には、他の適切な医療機関へ確実に紹介すること。

なお、各都道府県においては、エイズ治療体制の整備に努めること。

妊婦に対してHIV検査を実施する場合には、検査前後のカウンセリングが

特に重要となる。

また、検査結果についてはプライバシー保護の観点から母子健康手帳に記載しないこと。

3 医療従事者に対する検査実施について

医療従事者のHIV検査の実施に当たっては、あくまでも本人の同意のもとに任意で行い、結果についてのプライバシーの保護に十分配慮すること。

4 就学時、就職時のHIV検査の実施について

HIVは日常生活においては感染しないことから、就学時、就職時のHIV検査は実施しないこと。